

静岡県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第9号

静岡県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県自然環境保全条例施行規則（昭和48年静岡県規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公聴会の開催の公告等)</p> <p><b>第4条</b> 知事は、条例第10条第6項（同条第9項及び条例第11条第4項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、<u>条例第10条第5項（同条第9項及び条例第11条第4項において準用する場合を含む。）の規定により異議がある旨の意見書の提出をした者その他当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(公述人の陳述等)</p> <p><b>第6条</b> 公聴会においては、議長は、まず異議がある旨の意見書の提出をした者<u>その他公述人のうちできこうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 公述人及び発言を許された者の発言は、意見を<u>きこう</u>とする案件の範囲を<u>こえて</u>はならない。</p> <p>5 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を<u>こえて</u>発言し、又は不穏当な言動があつたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(自然環境保全地域に関する保全事業の執行承認申請書)</p>	<p>(公聴会の開催の公告等)</p> <p><b>第4条</b> 知事は、条例第10条第6項（同条第9項及び条例第11条第4項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(公述人の陳述等)</p> <p><b>第6条</b> 公聴会においては、議長は、まず<u>公述人のうち異議がある旨の意見書の提出をした者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 公述人及び発言を許された者の発言は、意見を<u>聴こう</u>とする案件の範囲を<u>超えて</u>はならない。</p> <p>5 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を<u>超えて</u>発言し、又は不穏当な言動があつたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(自然環境保全地域に関する保全事業の執行承認申請書)</p>

**第10条** 条例第12条第2項の規定による自然環境保全地域に関する保全事業（以下「保全事業」という。）の執行の承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第1号による申請書を提出して行うものとする。

(1)～(7) (略)

2 (略)

(特別地区内における行為の許可申請書)

**第11条** 条例第13条第3項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書（様式第2号）を提出して行なうものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 関係法令による手続の進ちよく状況

2 (略)

(特別地区内の行為の許可基準)

**第13条** 条例第13条第5項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 建築物その他の工作物を新築すること。

ア・イ (略)

ウ 次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。

(ア)～(キ) (略)

(ク) 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（搭載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。第17条第1号キにおいて同じ。）の構造の改善に関する事業に係る施設

(ケ)～(マ) (略)

**第10条** 条例第12条第2項の規定による自然環境保全地域に関する保全事業（以下「保全事業」という。）の執行の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した様式第1号による申請書を提出して行うものとする。

(1)～(7) (略)

2 (略)

(特別地区内における行為の許可申請書)

**第11条** 条例第13条第3項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第2号）を提出して行うものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 関係法令による手続の進捗状況

2 (略)

(特別地区内の行為の許可基準)

**第13条** 条例第13条第5項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 建築物その他の工作物を新築すること。

ア・イ (略)

ウ 次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないこと。

(ア)～(キ) (略)

(ク) 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（搭載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。第17条第1号クにおいて同じ。）の構造の改善に関する事業に係る施設

(ケ)～(マ) (略)

エ・オ (略)

(2)～(14) (略)

2 (略)

(非常災害のために必要な応急措置として行なつた行為の届出書)

**第14条** 条例第13条第6項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書 (様式第3号) を提出して行なうものとする。

(1)～(7) (略)

2 (略)

(既着手行為の届出書)

**第15条** 条例第13条第8項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書 (様式第4号) を提出して行なうものとする。

(1)～(8) (略)

2 (略)

**第17条** 条例第13条第9項第4号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 工作物 (建築物を含む。以下同じ。) を新築し、改築し、又は増築することであつて、次に掲げるもの

ア 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、<sup>じ</sup>給餌台若しくは給水台を設置すること。

イ・ウ (略)

エ～ク (略)

ケ 信号機、防護さく、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること (信号機にあつては、新

エ・オ (略)

(2)～(14) (略)

2 (略)

(非常災害のために必要な応急措置として行なつた行為の届出書)

**第14条** 条例第13条第6項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書 (様式第3号) を提出して行うものとする。

(1)～(7) (略)

2 (略)

(既着手行為の届出書)

**第15条** 条例第13条第8項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書 (様式第4号) を提出して行うものとする。

(1)～(8) (略)

2 (略)

**第17条** 条例第13条第9項第4号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 工作物 (建築物を含む。以下同じ。) を新築し、改築し、又は増築することであつて、次に掲げるもの

ア 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、<sup>じ</sup>給餌台若しくは給水台を設置すること。

イ・ウ (略)

エ 境界標 (不動産登記規則 (平成17年法務省令第18号) 第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。) を設置すること。

オ～ケ (略)

コ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること (信号機にあつては、新

築することを含む。)

コ～ヌ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 木竹を伐採することであつて、次に掲げるもの

ア～オ (略)

築することを含む。)

サ～ネ (略)

ノ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために工作物を設置すること。

ハ 静岡県希少野生動植物保護条例（平成22年静岡県条例第37号）第31条第1項に規定する認定保護回復事業等（以下「認定保護回復事業等」という。）の実施のために工作物を設置すること。

ヒ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

フ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

(2)～(4) (略)

(5) 木竹を伐採することであつて、次に掲げるもの

ア～オ (略)

カ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を伐採すること。

キ 認定保護増殖事業等又は認定保護回復

カ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

キ （略）

(6) （略）

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

ア～キ （略）

ク 静岡県希少野生動植物保護条例（平成22年静岡県条例第37号）第12条第1項の知事の許可に係る木竹を損傷すること。

ケ～シ （略）

(8)～(13) （略）

**第19条** 条例第14条第3項第6号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 第17条第1号、第2号イ、第5号イからキまで又は第12号アからオまで、キ若しくはクに掲げる行為（同条第1号にあつては工作物を新築することを除き、同条第2号イ又は第5号キにあつては同条第1号に掲げる行為のうち工作物の新築に係るものを除き、同条第12号イにあつては同号イ(ア)から(オ)までに掲げるもののほか建築物以外の工作物を新築することを除く。）

(2) （略）

(3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア～エ （略）

事業等の実施のために木竹を伐採すること。

ク 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

ケ （略）

(6) （略）

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

ア～キ （略）

ク 静岡県希少野生動植物保護条例第12条第1項の知事の許可に係る木竹を損傷すること。

ケ 認定保護増殖事業等又は認定保護回復事業等の実施のために木竹を損傷すること。

コ～ス （略）

(8)～(13) （略）

**第19条** 条例第14条第3項第6号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 第17条第1号、第2号イ、第5号イからクまで又は第12号アからオまで、キ若しくはクに掲げる行為（同条第1号にあつては工作物を新築することを除き、同条第2号イ又は第5号ケにあつては同条第1号に掲げる行為のうち工作物の新築に係るものを除き、同条第12号イにあつては同号イ(ア)から(オ)までに掲げるもののほか建築物以外の工作物を新築することを除く。）

(2) （略）

(3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア～エ （略）

オ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定に

<p>(4) (略)</p> <p><b>第24条</b> 条例第15条第6項第5号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 第17条第1号に掲げるもの（<u>回号ツ及びナ</u>に掲げるものを除く。）</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(損失の補償請求書)</p> <p><b>第27条</b> 条例第21条第3項の規定による損失の補償の請求は、<u>次の各号</u>に掲げる事項を記載した請求書（様式第9号）を提出して<u>行なう</u>ものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>よる環境大臣の許可に係る行為（同法第54条第2項の規定による協議に係る行為を含む。）</u></p> <p><u>カ 静岡県希少野生動植物保護条例第12条第1項の規定による知事の許可に係る行為（同条例第38条第2項の規定による協議に係る行為を含む。）</u></p> <p><u>キ 認定保護増殖事業等又は認定保護回復事業等の実施のための行為</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><b>第24条</b> 条例第15条第6項第5号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 第17条第1号に掲げるもの（<u>回号テ及びニ</u>に掲げるものを除く。）</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(損失の補償請求書)</p> <p><b>第27条</b> 条例第21条第3項の規定による損失の補償の請求は、<u>次に掲げる</u>事項を記載した請求書（様式第9号）を提出して<u>行うもの</u>とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号中「市町長 氏 名 印」を「市町長 氏 名」に改める。

様式第2号（その1）から様式第2号（その4）までの規定中

「 申請者 住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕 氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕 <sup>印</sup> を 申請者 住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕 氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕」

〔氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要であること。〕」

に、「進ちよく」を「進捗」に改める。

様式第2号(その5)中

「 申請者 住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕  
氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕<sup>㊞</sup> を 「 申請者 住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕  
氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕  
〔氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要であること。〕 」

に改める。

様式第2号(その6)中

「 申請者 住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕  
氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕<sup>㊞</sup> を 「 申請者 住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕  
氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕  
〔氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要であること。〕 」

に、「進ちよく」を「進捗」に改める。

様式第2号(その7)から様式第2号(その9)までの規定中

「 申請者 住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕  
氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕<sup>㊞</sup> を 「 申請者 住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕  
氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕  
〔氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要であること。〕 」

に改める。

様式第2号(その10)及び様式第2号(その11)中

「 申請者 住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕  
氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕<sup>㊞</sup> を 「 申請者 住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕  
氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕  
〔氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要であること。〕 」

に、「進ちよく」を「進捗」に改める。

様式第3号及び様式第4号中

「  
届出者 住所〔法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地〕  
氏名〔法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕<sup>㊟</sup>  
〔氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）  
を自署する場合は、押印は不要であること。〕」

「  
届出者 住所〔法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地〕  
氏名〔法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕」

に改める。

様式第5号中

「  
申請者 住所〔法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地〕  
氏名〔法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕<sup>㊟</sup>  
〔氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）  
を自署する場合は、押印は不要であること。〕」

「  
申請者 住所〔法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地〕  
氏名〔法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕」

に、「進ちよく」を「進捗」に改める。

様式第6号（その1）から様式第6号（その4）までの規定中

「  
届出者 住所〔法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地〕  
氏名〔法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕<sup>㊟</sup>  
〔氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）  
を自署する場合は、押印は不要であること。〕」

「  
届出者 住所〔法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地〕  
氏名〔法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕」

に、「進ちよく」を「進捗」に改める。

様式第6号（その5）中

「  
届出者 住所〔法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地〕  
氏名〔法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕<sup>㊟</sup>  
〔氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）  
を自署する場合は、押印は不要であること。〕」

「  
届出者 住所〔法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地〕  
氏名〔法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕」

に改める。

様式第9号中

「  
請求者 住所〔法人にあつては、主た  
る事務所の所在地、名  
氏名〔称及び代表者の氏名〕<sup>㊟</sup>」

を

「 請求者 住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕 に改める。  
氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕」

様式第10号中

「 申出者 住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕 を  
氏名 〔 ㊟ 〕」

「 申出者 住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕 に改める。  
氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕」

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県自然環境保全条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の静岡県自然環境保全条例施行規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。